大空町地域ブランディング業務公募型プロポーザル
実施要領

大空町

１．募集概要

大空町では、人口減少が社会問題となる中、まちづくりや移住･定住などの視点で町のブランディングに取り組み、住みたい・住み続けたいと思うまちづくりを推進したいと考えています。

本業務は、大空町がもともと持っている価値や魅力を見つめなおし、再発見を通じて改めて言語化・可視化し、「大空町ブランド」として確立し発信することで、大空町に行ってみたい、住んでみたいと思う人を増やすこと、また、この地域に住む人が、大空町に誇りを持ち、この町に住み続けたいと思ってもらうことを目指すものです。

本要領は、この取組について民間企業ならではの自由な発想で提案を受け、最も優れた業務を提供しともに推進していただける事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により決定するため、必要な事項を定めたものです。

２．委託を予定している業務の内容

（１）業務名

大空町地域ブランディング業務

（２）業務内容

「大空町地域ブランディング業務仕様書」に定めるとおり。

なお、委託業務内容は契約年度ごとに見直しを行いますが、中長期的視点をもって取り組むものも含みます。

（３）業務期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで　※契約更新の場合あり

（４）委託料上限額（令和７年度）

9,004,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

４．参加資格

企画提案書提出時点で、次の要件のすべてを満たす者とします。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること

（２）本町の令和７年度物品・役務入札参加資格者登録名簿に登録されている者、又は登録を予定している者であること

（３）本町による指名停止措置を受けていないこと

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立がなされていないこと

（５）大空町暴力団排除条例（平成２５年条例第２号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと

（６）国税及び地方税等を滞納していないこと

（７）その他、当該業務担当者との打ち合わせを適切に行うことができる体制・人財を有していること

５．実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとします。

No	項　目	時　期
1	実施要領の公表・配布期間	令和７年６月13日（金）～ 令和７年６月27日（金）
2	質問受付期間	令和７年６月13日（金）～ 令和７年６月27日（金）17時まで
3	質問回答予定日	随時
4	提案参加申込書提出期限	令和７年６月30日（月）17時まで
5	企画提案書の提出期限	令和７年７月11日（金）17時まで
6	参加資格確認（書類審査）	令和７年７月14日（月）～ 令和７年７月15日（火）
7	辞退届の提出期限	令和７年７月15日（火）12時まで
8	審査会実施通知	令和７年７月16日（水）*メール
9	審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和７年７月24日（木）
10	審査結果の通知	令和７年７月下旬
11	事業内容の調整	結果通知後
12	契約の締結	令和７年８月上旬

なお、スケジュールは都合により変更となる場合があります。その場合は、本町ホームページに告知するとともに、参加者に個別に連絡します。

６．質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、以下のとおりとします。なお、受付期間以外に提出された場合、指定の方法によらない場合又は明らかに参加資格を満たさないと認められる場合は、質問には回答しないものとします。

（１）質問の提出方法

質問がある場合は、質問票（様式１）に質問事項を記載の上、電子メールで「１４．担当事務局」に記載の電子メールアドレスに送付してください。

（２）受付期間

令和７年６月13日（金）～6月27日（金）１７時まで

（３）回答方法

質問及び回答は、基本的に随時メールにて回答します。なお、質問内容が質問者独自の提案に関わるものと判断した場合は、当該質問者のみへ回答します。

質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正とみなします。

７．参加申請の手続

本プロポーザルへの参加を希望するものは、次のとおり書類を提出してください。

（１）提出書類

提案参加申込書（様式２）

会社概要（様式３）

（２）受付期限

令和７年６月30日（月）１７時まで（土日は除く、郵送の場合は必着）

（３）提出方法

「１４．担当事務局」まで持参又は郵送（簡易書留に限る。）してください。

８．企画提案書の提出

企画提案参加者は、本プロポーザルに関する企画提案書等を、次のとおり提出してください。

（１）提出書類

① 企画提案書

仕様書等を踏まえ、記載してください。（様式任意、Ａ４サイズ（Ａ３サイズ使用時はＡ４サイズに折り込むこと)、縦横不問）

※最低限必要な項目

ア 提案内容

＊提案の自由度が高い内容となっていることから、企画提案者の強みを活かした内容としてください。

＊ブランディングの趣旨を踏まえ、本町だけでなく企画提案者や関連する利害関係者（町内民間事業者・観光協会など)、町民にとっても持続可能性・発展性を見いだせる内容としてください。

イ 業務計画（スケジュール）

ウ 業務実施体制（社員の派遣に対する考え方など）

② 費用積算表（任意様式）

「２．委託を予定している業務の内容（４）委託料上限額（令和７年度)」を踏まえ、税込み金額で提案額を明示してください。なお、提案額には、企画提案内容に合わせて内訳を記載してください。

（２）受付期限

令和７年７月11日（金）１７時まで（土日は除く、郵送の場合は必着）

（３）提出方法

「１４．担当事務局」まで持参又は郵送（簡易書留に限る。）してください。

（４）提出部数等

提出書類①、②の順序で製本し、Ａ４ファイルで提出してください。

また、ファイルの表紙には「大空町地域ブランディング業務」、「企画提案書」及び企業名称を表示してください。

正本１部（代表社員押印のもの）

副本10部（正本の写し）

電子データ一式 ＣＤ等で提出

（５）参加辞退

参加申請後に参加を取りやめる場合は、辞退届（様式４）を令和７年７月15日（火）12

時までに持参提出又はメールにて通知してください。

９．審査（プレゼンテーション）

提出された企画提案書等により、審査（プレゼンテーション）を行います。

（１）日時（予定）

令和７年７月24日（木）予定

なお、審査会の実施は、書類審査による参加要件確認の上、令和７年７月16日（水）にメールにて実施日時を通知します。なお、順番は企画提案書の受付順とします。

（２）場所

大空町役場内会議室

実施場所は、実施日時の通知に合わせてお知らせします。

（３）１者当たりの所要時間

・準備５分程度

・企画提案プレゼンテーション３０分程度

・企画提案に対する質疑等１５分程度

（４）内容説明

企画提案書等に基づく説明を行っていただきます。なお、本業務に直接係わる業務担当者は必ず出席してください。

（５）参加人数

４名以内とします。

（６）その他

パソコン等の電子機器を利用する場合は、令和７年７月11日（金）までに「１４．担当事務局」まで連絡してください。この場合、プロジェクター及びスクリーンは本町で用意し、パソコン等のその他の機器は参加者が持参してください。なお、プレゼンテーションは企画提案書により実施し、原則資料の追加や差し替えは認めません。

１０．受託候補者の選定

企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を経て、受託候補者を選定します。

（１）選定基準

「別添１　大空町地域ブランディング業務プロポーザル審査基準項目及び配点表」（以下、「別添１　審査基準」という。）に基づき審査の評価を行い、審査の合計点で、最高点を得たものを受託候補者として選定します。なお、「別添１　審査基準」に記載の最低基準点を超えない提案者は失格とします。

（２）結果通知

結果については、令和７年７月下旬頃（予定）に、全ての参加者に対し、書面にて通知します。

（３）参加者が１者のみの場合

参加者が１者のみの場合でも、原則として審査（プレゼンテーション）を行い、その企画提案書等について、本実施要領及び仕様書を満たし、「１２．失格事項」に該当しないと判

断した場合は、その１者を受託候補者として選定します。

（４）合計点が同点の場合

合計点が同点となった場合は、当町の合議により上位者を決定します。

（５）その他

審査の経緯や審査（選考）内容に関しての質疑及び審査結果に対する異議は受け付けません。

１１．契約の締結

受託候補者として選定された者を随意契約の相手方として、契約締結の協議を行います。原則として企画提案書等に記載した内容や、審査で説明、質疑に対して回答した内容は、本業務の仕様として位置付けるものとします。

ただし、本業務の目的を達成するため、受託候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがあります。また、見積書の提案額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがあります。なお、協議が不調となった場合は、次点候補者と協議を行うものとします。

１２．失格事項

次の各号に該当した場合は、失格とします。

（１）本実施要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合

（２）本実施要領に定める書類作成上の留意事項に適合しない書類の提出があった場合

（３）本実施要領に定める事項に適合しない行為があった場合

（４）提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合

（５）提出書類に虚偽の記載があった場合

（６）企画提案書等の内容が仕様書等で定める業務等や最低基準点を満たさない場合

（７）見積書の提案額が委託料上限額を超えている場合

（８）審査の公平性を害する行為があった場合

（９）その他、著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

１３．その他

（１）本プロポーザル参加に係る一切の経費は、提案者の負担とします。

（２）提出された書類は、返却しません。

（３）提出された書類は、原則再提出等を認めません。

（４）本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類の著作権は、提案者に帰属しますが、当町は必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部を複製することができるものとします。

（５）本プロポーザルにおいて提出された資料等は、大空町情報公開条例（平成１８年条例第１０号）の規定に従い、開示請求の対象となる場合があることに留意してください。

（６）本実施要領に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議の上、定めるものとします。

１４．担当事務局

大空町役場　まちづくり推進室

担当　阿部

（〒099-2392 北海道網走郡大空町女満別西３条４丁目１番１号）

TEL：0152-77-8094／FAX：0152-74-2191

E-mail：info@town.ozora.lg.jp